

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百二十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

令和六年十一月十二日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別 表				別 表			
注 1 ～ 3 (註)				注 1 ～ 3 (註)			
第 1 部～第 8 部 (略)				第 1 部～第 8 部 (略)			
第 9 部 追 補 (5)				(新設)			
注 射 薬							
品 名		規 格 単 位	薬 価				
			円				
(3)							
ロピバカイン塩酸塩0.75%注75mg/10mL「テルモ」		0.75%10mL 1 管	260				
ロピバカイン塩酸塩0.75%注150mg/20mL「テルモ」		0.75%20mL 1 管	520				